

富士市公告第 3 3 2 号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 8 年 10 月 20 日

富士市長 金指 祐樹

1 業務概要

(1) 業務名 富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託

(2) 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。また、業務内容の詳細は、別に定める「富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりとする。

- ① ふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務
- ② ふるさと納税ポータルサイトに係る作成、編集及び管理に関する業務
- ③ 返礼品提供事業者への発注及び返礼品の配送管理に関する業務
- ④ 返礼品提供事業者への支払いに関する業務
- ⑤ 寄附金受領証明書等の作成及び送付に関する業務
- ⑥ 返礼品提供事業者の支援と事業者開拓に関する業務
- ⑦ 新たな返礼品の企画及び管理並びに返礼品提供事業者との調整に関する業務
- ⑧ ふるさと納税の P R 及びプロモーションに関する業務
- ⑨ 寄附者からの問い合わせ等への対応に関する業務
- ⑩ ワンストップ特例申請の受付に関する業務
- ⑪ ふるさと納税自動販売機の取扱い
- ⑫ その他制度改正への対応等

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、運用開始予定日は令和 9 年 4 月 1 日とする。

また、契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までは引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に発生する費用については、市は負担しないものとする。

(4) 見積限度額 寄附受入額の 4. 5 %（消費税及び地方消費税額を含む。）

※令和 7 年度寄附受入額を基準とする。ただし、委託料は対象年度の実績に応じて支払うものとする。

※「仕様書」の「4 業務内容」及び「5 業務内容の詳細」に係る経費とする。

（返礼品の調達代金・送料及びワンストップ特例申請の受付に関する業務は含まない。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、本業務が多岐にわたることから、専門性の高い企業の積極的な参加を募ることを目的として、共同事業体による参加を認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和 8 年度富士市競争入札参加資格審査の登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取り扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）や政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）等、第三機関によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (7) 富士市内に拠点を有し、本事業にあたる 3 名以上の専任社員を置いていること。
- (8) 過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、単年度寄附金額 50 億円以上の自治体のふるさと納税事業に関し、同様の業務を複数の自治体から受託した実績を有していること。

- (9) 共同体事業者の場合には、(1)から(6)にあつては全構成員が、(7)及び(8)にあつてはいずれかの構成員が満たしていること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年10月20日（火）から同年11月6日（金）まで

- (2) 交付書類

ア 富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託プロポーザル実施要領

イ 評価基準

ウ 様式集

エ 仕様書

- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/boshuchu/index.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年10月20日（火）から同年10月26日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）

- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局（産業交流部産業政策課）へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2952（直通）

- (3) 質問回答日 令和8年10月30日（金）

- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。

- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年10月20日（火）から同年11月6日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

- (2) 提出先 富士市役所産業交流部産業政策課

- (3) 提出方法 持参

- (4) 提出書類 富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和8年10月20日(火) 公告
- (2) 令和8年10月26日(月) 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和8年10月30日(金) 参加表明に関する質問回答の公表
- (4) 令和8年11月6日(金) 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和8年11月16日(月) 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年11月20日(金) 企画提案書等提出に関する質問書提出期限
- (7) 令和8年11月27日(金) 企画提案書等提出に関する質問回答の公表
- (8) 令和8年12月11日(金) 企画提案書等提出期限
- (9) 令和8年12月17日(木) プレゼンテーション及びヒアリング
- (10) 令和8年12月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (11) 令和9年1月上旬 契約

7 その他(留意事項)

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、企画提案書の評価者、参加者名等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、参加資格確認書類に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本公募型プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記3により交付する富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。